

障がいのある人の自立を支えます

市では、障がいのある人も障がいのない人と同様に、地域の中でいきいきと自分らしく暮らしていけるまちづくりを進めています。今回は障がいのある人への福祉サービスについてお知らせします。

福祉課障がい者支援係 ☎ 0537(85) 1121

障がいには大きく分けて「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の3種類があります。御前崎市では平成 25 年 3 月 31 日現在、障害者手帳を所持している人が 1624 人と、人口の約 4.7% となり年々増加しています。

交 付される手帳は 3 種類

障がいのある人が必要なサービスを受けられるよう、3種類の手帳を交付しています。

◇身体障害者手帳

視覚、聴覚、音声・言語・そしゃく機能、平衡機能、肢体、内臓機能(心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫)に障がいのある人

◇療育手帳

理解力や判断力が弱く、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする人

◇精神障害者保健福祉手帳

統合失調症やうつ病など精神の病気により、長期にわたって日常・社会生活に支障のある人

暮 らしを支える障がい福祉サービス

介護給付

介護の支援を受けるサービス。居宅介護(ホームヘルプ)、ショートステイ、施設入所支援など

訓練等給付

訓練などの支援を受けるサービス。自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など

補装具

身体機能を補完・代替する装具の購入・修理費用を支給。義肢、車いす、補聴器など

日常生活用具

自立生活を支援する用具購入費用を支給。特殊寝台、電気式たん吸引器、ストーマ用装具など



医 療費助成

更生医療

身体障がいの軽減や機能改善のための医療費を助成

育成医療

18歳未満の人に身体障がいを除去または軽減するための医療費を助成

精神通院医療

精神疾患などの心の病気による通院費を助成

重度障害者(児) 医療費助成

身体障害者手帳 1・2級または内部障害 3級、療育手帳 A、精神障害者手帳 1級をお持ちの人について、所得などにより医療費の一部を助成

精神障害者(児) 医療費助成

精神疾患による入院医療費の一部を助成

各 種手当・助成金・その他

【各種助成】

- 身体障害者自動車運転免許取得費助成
身体に障がいのある人が、就職など社会活動参加のために自動車運転免許を取得した費用の一部を助成
- 身体障害者自動車改造費助成
身体に障がいのある人が、就労などに伴い自動車を改造する場合、その費用の一部を助成
- 介護用自動車購入等助成
重度障がい者(児)、寝たきり老人などが利用するリフト付き車両などの購入や改造に係る費用の一部を助成
- 重度心身障害者タクシー料金助成
重度心身障がい者(児)が医療や機能訓練を受ける場合にタクシーを利用した場合などに移送費を助成



【各種手当】

- 日常生活で常時介護を必要とする障がいのある人へ支給
- 特別障害者手当(20歳以上)
 - 障害児福祉手当(20歳未満)
 - 特別児童扶養手当(20歳未満)

【手話通訳者派遣事業】

聴覚に障がいがある人が、公的機関へ出掛ける際や通訳の必要がある場合に、市登録の手話通訳者を派遣

【有料道路通行料割引、ETC割引】

身体障害者手帳および療育手帳 A 判定の手帳をお持ちの人が自立と社会活動への参加を支援するための有料道路料金の割引